

令和2年4月30日



担当課	臨時給付金課
担当者	楠見
電話	(073) 435 - 1308
内線	5613

特別定額給付金の相談窓口を設置しました

現在、和歌山市では臨時給付金課を設置し、申請書を発送するための準備をすすめております。それに伴い、特別定額給付金の相談窓口を設置しました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、お電話での相談とさせていただきます。

なお、ゴールデンウィーク期間中の5月1日から5月6日までの間も、引き続き毎日、相談窓口を設置しています。

受付時間 午前9時から午後5時まで

お問い合わせ先 臨時給付金課 (Tel 073-435-1308)

【その他】

- ① 配偶者からの暴力を理由に避難している方は、一定の要件を満たせば世帯主でなくとも給付金を受け取ることができます。(別紙チラシ参照)

本市では、5月7日からオンライン申請の受付を開始予定としていますので、早急にご相談ください。事前に必ず電話でお問い合わせください。

お問い合わせ先 男女共生推進課 (Tel 073-436-8704)

(ゴールデンウィーク期間中の5月1日から5月6日までの間も引き続き毎日、午前9時から午後4時まで相談等受け付けます。)

- ②給付金の詐欺にご注意！！(別紙チラシ参照)

特別定額給付金に関するお知らせです

特別定額給付金とは？

- ◎ 緊急事態宣言の下、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならないという状況の下、医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うものです。
- ◎ 支給対象者
 - ・ 基準日（令和2年4月27日）に、市区町村の住民基本台帳に記録されている方（基準日以前に、住民票を削除されていた方で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市区町村の住民基本台帳に記録されることとなった方を含む。）
 - ※ 外国人のうち、短期滞在者及び不法滞在者は、住民基本台帳に記録されていないため対象外です。
- ◎ 給付金額
 - ・ 世帯構成員1人につき10万円

配偶者からの暴力を理由に避難している方への支援

◎配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により令和2年4月27日以前に今お住まいの市区町村に住民票を移すことができない方は、裏面に記載の手続きをしていただくと、以下の措置が受けられます。

- ① 世帯主でなくとも、同伴者の分を含めて、特別定額給付金の申請を行い、給付金を受け取ることができます。
今お住いの市区町村に申請を行っていただきます。
- ② 手続きを行った方とその同伴者分の特別定額給付金は、世帯主（配偶者など）からの申請があっても支給しません。

【対象となる配偶者からの暴力を理由に避難している方の要件】
次の①～③のいずれかに該当する方

- ① 配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けていること
- ② 婦人相談所から「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」や、配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、市町村等）の確認書が発行されていること
- ③ 令和2年4月28日以降に住民票が今お住まいの市区町村に移され、住民基本台帳の閲覧制限等の「支援措置」の対象となっていること

配偶者からの暴力を理由に避難している方の申出の手続き

- ◎ **申出期間中（令和2年4月24日から4月30日まで）**に、
今お住まいの市区町村の特別定額給付金担当窓口へ「**申出書**」を提出してください。
 - ※「申出書」は、配偶者からの暴力を理由に避難していることを申し出るものです。
 - ※「申出書」は、お住まいの市区町村窓口のほか、婦人相談所や総務省ホームページなどで入手できます。
 - ※**令和2年4月30日を過ぎても、「申出書」を提出することはできます。**

- ◎ 「申出書」には、配偶者からの暴力を理由に避難していることが確認できる書類として、次の書類のいずれかの添付が必要です。
 - ・ 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書や市町村が発行するDV被害申出確認書
 - ・ 保護命令決定書の謄本又は正本

- ※ 同伴者がいる場合は、同伴者についても記載されていることなどが必要です。

- ※ 令和2年4月27日以降に今お住まいの市区町村に住民票を移し、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を受けている方は、その旨を申し出れば市区町村において確認がとれるため、上の書類は必要ありません。

- ◎ 「申出書」に基づき、住民票がある市区町村へ連絡しますが、「申出書」に記入された、今お住まいの住所等の情報は知らせません。

- ◎ **特別定額給付金の申請手続きは、申出手続きとは別に行う必要があります。**

- ◎ **詳細につきましては、今お住まいの市区町村にお問い合わせください。**



給付金の サギに注意!!

(詐欺)

絶対に教えない! 渡さない!

- 暗証番号
- 通帳
- マイナンバー
- 口座番号
- キャッシュカード

市区町村や総務省などが以下を行うことは
絶対にありません

- ✖ 現金自動預払機 (ATM) の操作をお願いすること
- ✖ 受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- ✖ メールを送り、URL をクリックして申請手続きを求めること

「怪しいな?」と思ったら遠慮なくご相談ください

消費者ホットライン **188**
(局番なしの3桁)

新型コロナウイルス給付金関連
消費者ホットライン
0120-213-188

お近くの**警察署**

警察相談
専用電話 **#9110**

和歌山市消費生活センター
(土日祝除く)

☎ **073-435-1188**

📠 **073-435-1257**

